
けいざい早わかり 2013年度第8号

消費税率引き上げと経済対策

【目次】

- Q1. どうして消費税率を引き上げる必要があるのですか? p.1
- Q2. 消費税率引き上げによって、景気にどのような影響が出ますか? p.2
- Q3. 消費税率引き上げに対して、どのような対策が検討されていますか? p.3
- Q4. 消費税率引き上げ後の景気腰折れは回避できますか? p.5

三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社

調査部 主任研究員 小林 真一郎、副主任研究員 中田 一良

〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2

TEL: 03-6733-1070

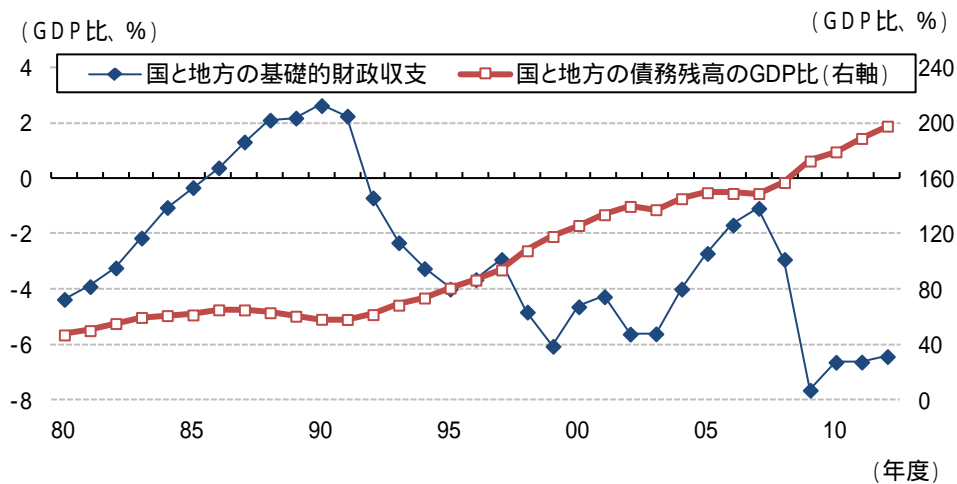
Q1．どうして消費税率を引き上げる必要があるのですか？

- ・ 安倍首相は10月1日に、2014年4月から消費税率を5%から8%に引き上げることを決定しました。消費税率の引き上げの背景には、日本の厳しい財政事情があります。日本では、高齢化が急速に進展し、社会保障関係費を中心に歳出が増加する一方、税収がそれに伴って増加していないことから、財政赤字が続き、国と地方の長期債務残高は2012年度末には940兆円程度（実績見込み）に達し、GDP比では198%となっています（図表1）。今後も高齢化の進展に伴い、社会保障関係費の増加が続くと見込まれており、その安定的な財源を確保するとともに、債務残高のGDP比を安定させて財政の健全化を図ることが大きな課題となっています。こうした課題に対応するため、消費税率を引き上げて、社会保障の充実を図るとともに、財政健全化に取り組む社会保障・税一体改革関連法が2012年8月に成立しました。今回の安倍首相の決定はこうした法律に基づくものです。
- ・ 増加が続く社会保障関係費のうち、年金については、2009年度に基礎年金の国庫負担割合が2分の1に引き上げられました。これは将来世代の保険料負担が重くなりすぎることを避け、年金制度を持続可能なものとするためです。これを受けて、国庫負担は2.5兆円程度増加しましたが、そのための安定的な財源を確保することができず、当初は特別会計からの繰入である「埋蔵金」に頼っていました。しかし、「埋蔵金」に頼ることができなくなってからは、国債を発行することによって財源を確保する形となっています。つまり、家計に支給する年金の財源を政府が借金することによって調達していたわけですが、今後も高齢化が進展する中、こうした形で制度を維持することは不可能です。今回の消費税率の引き上げは、制度を持続可能なものとするために、給付と負担のバランスをとるための措置と考えることもできます。
- ・ また、財政健全化は先進国にとって共通の課題でもあります。他の先進国でも、日本と同様にリーマン・ショック直後には、景気悪化を受けて税収が減少する一方、景気対策の実施のために歳出が拡大した結果、財政赤字が大幅に拡大しました。この結果、欧州では金融財政危機が発生し、米国でも財政健全化を巡って、民主・共和両党の対立が続くなどの問題が発生しています。こうした中、2013年8月のG8サミットでは、中期的な財政の持続可能性を回復することが優先事項とされ、先進国の中でも政府債務残高のGDP比が最も高い日本は、信頼できる中期的な財政計画を策定することが求められました。日本は、2011年11月のG20（20か国地域首脳会合）のアクションプランにおいて、消費税率を引き上げる方針であることを表明していたこともあり、予定されていた消費税率の引き上げが行われなければ、日本に対する信認が損なわれ、国債が暴落する可能性があるという見方も出ていました。
- ・ もっとも、消費税率が8%に引き上げられれば、財政健全化が達成できるというわけではありません。政府は、2013年8月に「中期財政計画」を策定しており、基礎的財政収

支について、2015年度までに赤字幅のGDP比を2010年度比で半減させ、2020年度には黒字化させる目標を掲げています。内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」(2013年8月)によると、消費税率を10%に引き上げ、政府が目指す名目の平均成長率が3%まで高まったとしても、基礎的財政収支は2020年度までに黒字化しない見込みです。したがって、今回の消費税率の引き上げは、財政健全化に向けた第一歩に過ぎないと言えます。

- ・ なお、社会保障・税一体改革関連法によると、2015年10月には消費税率は10%に引き上げられることが予定されていますが、今回の引き上げと同様に経済状況等を勘案したうえで、引き上げるかどうか決定されることになります。

図表1．国と地方の基礎的財政収支と長期債務残高



(注1) 基礎的財政収支については、財政投融资特別会計からの繰入など一時的な歳入や歳入の影響を除いている。また復旧・復興対策の経費及び財源を含まない
 (注2) 1980年度から2000年度までは2000年基準SNAに基づく
 (注3) 2012年度については、基礎的財政収支は内閣府による試算値、債務残高は実績見込み
 (出所)内閣府「国民経済計算年報」、内閣府資料、財務省資料に基づき作成

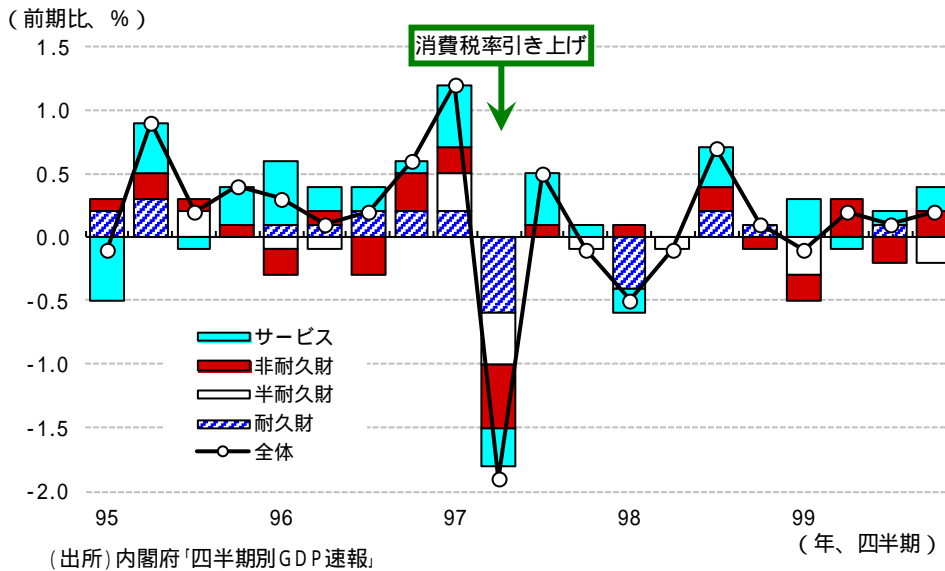
Q2．消費税率引き上げによって、景気にどのような影響が出ますか？

- ・ 消費税率の引き上げは、直接的には個人消費に影響を及ぼすことになります。大きな影響は2つあり、ひとつは駆け込み需要とその反動減の発生であり、もうひとつが実質可処分所得の減少によるマイナス効果です。
- ・ 個人消費の駆け込み需要と反動減は、金額のかさむ耐久消費財を中心に生じると考えられます。1997年度の5%への引き上げ時の実質個人消費の動きをみると、1997年1~3月期に前期比+1.2%と急増した後、4~6月期には同-1.9%と大きく落ち込みました(図表2)。さらに、財別の寄与度の動きをみると、消費税率引き上げ後には耐久財の落ち込みが最も大きくなっているほか、サービスを含む全ての項目で駆け込みと反動が発生していることがわかります。また、企業の売上高(法人企業統計、季節調整値)をみても、1~3月期に前期比+2.0%と増加した後、4~6月期には同-4.4%と落ち込んでい

ます。

- 住宅の購入や建て替えにおいても、土地の購入には消費税はかかりませんが、建物部分については課税対象となりますので、駆け込みと反動減が発生します。足元で住宅着工件数が増加していますが、これは消費税率引き上げの決定を先取りした動きと思われる。

図表2 財別の実質個人消費の推移（1997年消費税率引き上げ時）



- こうした駆け込みと反動減は、均してみれば景気への影響は中立に近くなると考えられますが、消費税率引き上げ全体の影響は完全には中立にはなりません。実質可処分所得の減少分が個人消費に対してマイナスの影響を及ぼすためです。
- 消費税率が引き上げられれば、それに伴って物価上昇率が高まることとなります。消費者物価指数のうち、医療費、保険料、家賃、学校授業料などは消費税の課税対象品目ではないため、税率引き上げ幅の3%がすべて価格転嫁された場合でも、消費者物価指数の上昇幅は2%程度にとどまると考えられています。
- このとき、消費税率引き上げによる負担額に見合っただけ賃金も引き上げられていれば、家計はこれまで通りの生活水準を維持することができるのですが、賃金が据え置かれていたり、減少が続いていれば、負担が増した分は消費の一部を削るか、貯蓄する金額を減らすこととなります。言い換えると、物価上昇によって実質可処分所得が目減りしてしまった状態です。実質可処分所得が減少すれば、家計の実質的な購買力が削がれることとなります。こうした実質可処分所得の減少による個人消費の落ち込みが景気の悪化につながることを回避するために、安倍政権は経済対策を検討するとともに、企業経営者に対して賃上げを要請しています。

Q3 消費税率引き上げに対して、どのような対策が検討されていますか？

- 消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要とその後の反動減を中心とする消費の減少を緩

和して、景気の下振れリスクに対応するとともに、経済の成長力の底上げを図り、成長軌道に早期に復帰できるよう、経済政策パッケージを実施することが予定されています（図表3）。

- その一つとして、歳出規模が5兆円程度の経済対策が12月上旬に策定されることになっています。その具体的な内容は、今後検討されることとなりますが、復興、防災・安全対策を加速させるために被災地の災害復旧を推進する施策や学校の耐震化などが盛り込まれる見込みです。2020年の東京オリンピック開催を控え、交通・物流ネットワークの整備なども予定されており、公共事業費は3兆円程度になると見られています。
- このほか、現時点で経済対策として実施されることが決定しているものに、住宅購入者への給付措置があります。これは消費税率引き上げにともなって拡充される住宅ローン減税のメリットを十分に受けることができない、収入が一定水準（給与収入約500万円）以下の住宅購入者に、収入に応じて10～30万円を給付するものです。こうした給付を行うことにより、消費税率引き上げ前の駆け込み需要とその後の反動といった住宅需要の大きな変動を緩和しようとしています。
- また、消費税率の引き上げによる負担増を緩和するため、低所得者に対して、「簡素な給付措置」が実施されます。具体的には、市町村民税（均等割）が課されていない低所得者（2400万人程度）に1人につき1万円が支給されます。このうち、65歳以上の基礎年金受給者などには、給付額が5000円加算されます。これは、特例として本来よりも高い水準に維持されていた年金支給額が本来の水準へ切り下げられる調整が行われていることなどを考慮したためです。
- 経済対策を実施するための財源としては、2012年度の剰余金（復興財源分も含む）、毎年発生している国債費の不用額や税収の上振れ分を充てる方針のようです。経済対策の総額がすでに5兆円と決定されている中で、その財源を調達するために国債を発行しなくてすむかどうかは税収がどの程度増えるかにかかっていると言えるでしょう。
- 経済の成長力の底上げを図るための政策としては、アベノミクスの第三の矢である成長戦略「日本再興戦略」に基づいて、民間企業の設備投資を促すことを目的に、企業向けの減税が実施されます。先端設備の取得など生産性の向上につながる設備投資を実施した企業に対する減税制度が新設されるほか、中小企業を支援する中小企業投資促進税制についても適用期限が延長されるなどの拡充が行われます。企業の研究開発投資を促進するため、研究開発税制についても適用年限が延長されるなどの拡充が行われます。また、企業による賃上げを後押しすることを目的に、賃金を増やした企業に対する減税制度が拡充されます。これまでは2012年度と比べて賃金総額を5%増やした場合に、増加額の10%が減税されることになっていましたが、2014年度までは2%増やした場合に減税されることとなります。住宅ローン減税の拡充を含めると、減税規模は総額で1兆円程度になります。

- ・ さらに、東日本大震災からの復旧・復興財源を賄うために 2012 年度から 2014 年度まで課税されることになっている復興特別法人税について、終了時期を 1 年前倒しすることが検討され、12 月中に結論を得ることになっています。また、国際的にみて高い法人税の実効税率のあり方について検討が開始される予定です。
- ・ 消費税率が引き上げられる一方で、企業向けの減税が実施されるのは、企業を政策的に支援することによって、企業収益が増加すれば、賃金が上昇し、それが消費の拡大を通じて、企業収益のさらなる増加につながるという好循環の実現を政府が目指しているからです。したがって、復興特別法人税の 1 年前倒しでの廃止の検討にあたっては、代替財源の確保、被災地の理解が得られることとともに、復興特別法人税の廃止が確実に賃金上昇につながるかを確認することとされています。

図表 3 . 消費税率引き上げにあたっての主な政策対応

主な対策対応	規模
経済対策(12月上旬に策定)	5兆円程度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業に重点を置いた投資補助金などの設備投資支援策 ・ エネルギーコスト対策 ・ 東京オリンピックへの対応などの交通・物流ネットワークの整備 ・ 競争力強化・イノベーションにつながる重点課題の研究開発 ・ 地域活性化のための農業の6次産業化の推進 ・ 若者や女性を含めた雇用拡大・賃金促進のための措置 ・ 子育て支援 ・ 被災地の災害復旧 ・ 学校の耐震化 ・ 地域経済に配慮した社会資本の老朽化対策 ・ 簡素な給付措置(低所得者に1人あたり1万円を給付、年金受給者等には5000円加算) ・ 住宅購入者(給与収入約500万円以下)への給付措置(10~30万円) 	金額は未定 約3000億円 約3100億円
減税措置	1兆円程度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備投資減税、研究開発減税、事業再編促進税制、ベンチャーファンドへの投資を促す税制 ・ 所得拡大促進税制の拡充(2012年度と比較して賃金総額が2%以上増加した場合に減税) ・ 住宅ローン減税の拡充(住宅ローン残高の1%を10年間、所得税や住民税から控除) 	7300億円 1600億円 1100億円
検討事項	
・ 復興特別法人税の1年前倒しでの廃止(12月中に結論を得る)	約9000億円

(注) 減税規模は平年度ベースであり、平成25年度税制改正分を含む

(出所)「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」などにより作成

Q 4 . 消費税率引き上げ後の景気腰折れは回避できますか？

- ・ 消費税率引き上げ後の 2014 年 4~6 月期は、駆け込み需要の反動減から個人消費の急減は避けられず、実質 GDP 成長率は前期比マイナスを余儀なくされそうです。しかし、経済対策による景気の押し上げ効果に加え、海外経済の回復を背景に輸出が景気の下支えとなることから、7~9 月期以降はプラスに転じ、景気が後退局面に入ることは回避できる見込みです。
- ・ しかし、経済対策の効果は一時的なものにとどまると考えられ、押し上げ効果が一巡すれば、実質 GDP 成長率に対してはマイナスに効いてくると予想されます。確かに、インフラの老朽化対策や震災復興事業などは、公共投資の増加を通じて直接的に実質 GDP を 3

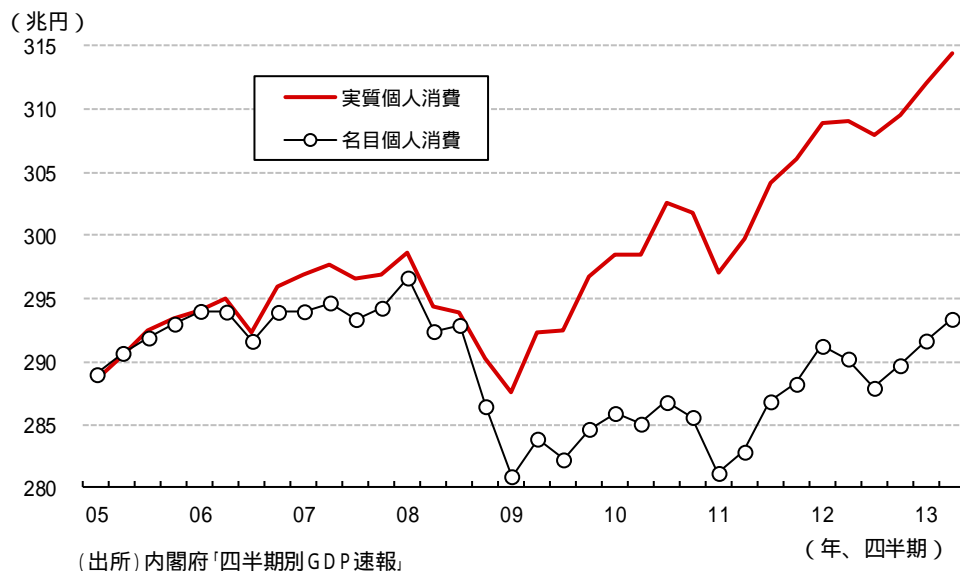
兆円程度押し上げることになります。しかし、落ち込みが予想される個人消費に対する政策効果はあまり期待できそうにありません。

- ・ 設備投資を促すための法人減税は、もともと設備投資計画のあった企業にとっては有利になるでしょうが、計画していなかった設備投資まで引き出すことは難しいと思われます。大企業は国内の投資を抑制し、海外への進出を強化している状況です。国内需要の先細りが懸念されている中で、下手に設備投資を行って、過剰設備を抱えてしまうリスクに対しては慎重な姿勢を崩していません。また、中小企業を中心に日本の企業の7割以上で業績が赤字の状態にあり、法人税を納めていない赤字企業はそもそも減税のメリットを享受することができません。さらに、足元で利益が黒字となっても、過去からの累積損失を抱えている企業は税金を納める必要はありません。
- ・ 賃上げ促進税制についても、業績が好調で賃上げをできる企業にとっては、減税メリットを享受しようとするインセンティブが生じます。しかし、賃金を引き上げることは固定費を増加させることであり、業績が厳しい企業や、先行きに不安がある企業では、一時的に減税メリットを得られるからといって簡単に賃金を引き上げられる状況にはありません。賃金増加分すべてを減税メリットでカバーすることはできないので、通常よりも負担は少ないとはいえ、固定費は着実に増加することになります。
- ・ 以上の政策に加え、復興特別法人税の1年間の前倒しでの廃止や、安倍首相が前向きな姿勢をみせている法人実効税率の引き下げなどは、個人消費の減少による企業部門の打撃を緩和させる政策です。負担が増加するのは家計であるのに、企業に対する支援策を厚めに行う背景にあるのは、企業部門で発生した恩恵が、賃金上昇というかたちで家計にも波及することを期待しているからです。
- ・ 消費税率引き上げ後、個人消費の長期間にわたる低迷を回避するためには賃金の上昇、言い換えれば実質可処分所得の押し上げが必要であり、政府は民間企業に賃上げを要請中です。しかし、そもそも賃金は企業業績の状況や将来の経営戦略に応じて決めるべきものであって、政府の政策に沿って上げ下げするものではありません。このため、今回の経済対策で得られたメリットを、企業が必要以上に賃上げや雇用増加に使うことは期待できそうにありません。2014年度の実質可処分所得が大きく落ち込むことは確実です。
- ・ 一方、低所得者に対する現金給付、住宅を購入する世帯に対する現金給付、さらに住宅ローン減税の拡充は、家計に対しての効果をねらったものとなります。このうち、低所得者に対する現金給付は、実質可処分所得の目減り効果を一時的に和らげるに過ぎません。また、住宅対策については、足元で住宅需要が駆け込みで高まっていることから判断すると、政策を駆使しても反動減を回避することは難しいと思われます。
- ・ 以上のように考えると、実質可処分所得の落ち込みによって、2014年度の個人消費は厳しい状況が続くそうです。振り返ってみると、リーマン・ショック後の個人消費の堅調さには、物価の下落に伴う実質可処分所得の増加が大きく貢献していたと考えることが

できます。実質個人消費と名目個人消費の動きを比較すると、実質個人消費が名目個人消費を上回る状況がますます顕著になっていることがわかります(図表4)。依然として足元の所得環境が厳しく、今後も十分な賃金の上昇が見込めそうにない中、2014年度には、こうしたデフレによる恩恵が失われることになると予想されます。

- ・ 四半期ごとの実質GDP成長率の動きを考えると、2014年7~9月期には前期比プラスに転じ、その後もプラスを維持すると予想されますが、経済対策の効果が一巡してくることや、個人消費の伸びが低迷することから、低い伸びにとどまる可能性が高いでしょう。2015年10月からの10%の引き上げは、2015年4月ごろに判断することになると思われますが、その時点での経済の状態は、8%への引き上げを決めた10月1日時点よりも弱いと予想されます。このため、10%への引き上げのタイミングが先送りされる可能性もありそうです。

図表4．実質および名目個人消費の推移



お問合せ先 調査部 小林 真一郎、中田 一良
E-mail: chosa-report@murc.jp

- ご利用に際して -

- 1 本資料は、信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- 1 また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。
- 1 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 1 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 1 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡下さい。